

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、弊社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、下記の通り信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

① 対象となる証券投資信託の名称

DCニッセイワールドセレクトファンド 債券重視型／標準型／株式重視型

② 信託約款変更の理由

当ファンドの実質的な運用管理費用（信託報酬）を引下げるため、ファンド・オブ・ファンズ方式からファミリーファンド方式へ変更いたします。これにより、ファンドの利便性が向上することから、信託約款において所要の変更をさせていただきたく存じます。

③ 信託約款変更内容

- (1) 当ファンドの仕組みをファンド・オブ・ファンズ方式から、ファミリーファンド方式へ変更し、投資対象を変更する予定です。

(運用方針である国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標とした運用を行うこと、また実質的に投資する資産（国内株式、国内債券、外国株式および外国債券）への投資比率に変更はありません。)

- (2) 購入・換金の際に適用される基準価額を、購入・換金申込受付日の翌々営業日から翌営業日へ、また、換金代金の支払開始日を、換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から5営業日目へと短縮する変更を行う予定です。

- (3) 実質的な運用管理費用（信託報酬）の料率（年率）を引下げる予定です。

○ 信託約款の主な変更点

	信託約款変更後 (平成26年3月7日)	変更前
① ファンドの仕組み	ファミリーファンド方式	ファンド・オブ・ファンズ方式
投資対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド ・ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド ・ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド ・ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニッセイ国内株式インデックスSA (適格機関投資家限定) ・ニッセイ国内債券インデックスSA (適格機関投資家限定) ・ステート・ストリート外国株式インデックス・ファンド ・ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンド
② 購入・換金の際に適用される基準価額	購入・換金申込受付日の翌営業日	購入・換金申込受付日の翌々営業日
③ 換金代金の支払開始日	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目
④ 運用管理費用（信託報酬）の料率（年率）	ファンドによって異なり、以下の通りです。	0.12075% ^{※1} (税抜0.115%) なお、実質的な料率 ^{※2} は以下の通りです。
債券重視型	0.189% ^{※3} (税抜0.180%)	0.3701% ^{※4} (税抜0.3525%) 程度
標準型	0.210% ^{※3} (税抜0.200%)	0.3885% ^{※4} (税抜0.3700%) 程度
株式重視型	0.231% ^{※3} (税抜0.220%)	0.4069% ^{※4} (税抜0.3875%) 程度

※1 消費税率が8%になった場合は、年率0.1242%となります。

- ※2 「実質的な料率」とは、投資対象とする各投資信託証券の信託報酬率を含めたものです。なお、これらは目安であり、投資対象とするステート・ストリート外国株式インデックス・ファンドの信託報酬率は当該ファンドの純資産総額に応じて変動することおよび各投資信託証券への投資比率が変動することにより、実質的な料率は変動します。
- ※3 消費税率が8%になった場合、債券重視型は年率0.1944%、標準型は年率0.2160%、株式重視型は年率0.2376%となります。
- ※4 消費税率が8%になった場合、債券重視型は年率0.3807%程度、標準型は年率0.3996%程度、株式重視型は年率0.4185%程度となります。

なお、信託約款が変更される場合、監査費用の料率（年率）を平成26年2月22日より、以下の通り引下げる予定です。（当該変更は、信託約款の変更ではありません。）

純資産総額		変更後 (平成26年2月22日)		変更前	
100億円超	の部分	0.00210%	(税抜0.002%)	0.0021%	(税抜0.002%)
50億円超	100億円以下 の部分	0.00525%	(税抜0.005%)	0.0063%	(税抜0.006%)
10億円超	50億円以下 の部分	0.00735%	(税抜0.007%)	0.0105%	(税抜0.010%)
	10億円以下 の部分	0.04200%	(税抜0.040%)	0.0735%	(税抜0.070%)

○ 消費税率が8%になった場合は、以下の通りとなります。

純資産総額		変更後 (平成26年2月22日)		変更前	
100億円超	の部分	0.00216%	(税抜0.002%)	0.00216%	(税抜0.002%)
50億円超	100億円以下 の部分	0.00540%	(税抜0.005%)	0.00648%	(税抜0.006%)
10億円超	50億円以下 の部分	0.00756%	(税抜0.007%)	0.01080%	(税抜0.010%)
	10億円以下 の部分	0.04320%	(税抜0.040%)	0.07560%	(税抜0.070%)

④ 信託約款変更日および信託約款変更の効力発生日（予定）

信託約款変更日 : 平成26年1月21日

信託約款変更の効力発生日 : 平成26年3月7日

⑤ 諸手続き

この信託約款変更に関する異議のある各ファンドの受益者の方は、平成25年12月17日から平成26年1月17日までに、当証券投資信託の委託会社である弊社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間中に各ファンド毎に異議申立てされた受益者の方の受益権の合計口数が、平成25年12月17日時点の各ファンド毎の受益権総口数の2分の1を超えないときは、予定通り当該信託約款の変更を平成26年1月21日付で行います。

この場合、異議申立てされた受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価格（受託銀行で受益者の方からの買取請求必要書類を受領した日の翌々営業日に算出した基準価額を買取価額とします。）で、当証券投資信託の受託銀行に対し、平成26年1月21日から平成26年2月10日までの間に、当該受益権にかかる信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。なお、上記期間終了後、平成26年3月7日をもって信託約款変更の効力を発生させる予定です。

以上

平成25年12月17日

東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
ニッセイアセットマネジメント株式会社